

【参考】

人権侵犯事件調査処理細則第7条第1項第8号

第7条第1項 人権侵犯事件調査処理規程第8条第1項に規定する申告があったときは、次に掲げる場合に該当する場合を除き、速やかにこれを事件簿に登載して、救済手続を開始しなければならない。

第8号 前号に掲げる場合のほか、事案の性質上、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められるとき。

人権侵犯事件調査処理規程第8条第1項

第8条第1項 法務局長又は地方法務局長は、被害者、その法定代理人又はその親族等の関係者から、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められたときは、申告のあった事件が、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。